

日医発第 982 号 (地 I 184)  
平成 21 年 1 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐 澤 祥 人

厚生労働省通知「医療法人制度について」及び「社会医療法人の認定について」等の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等に対して「『医療法人制度について』及び『社会医療法人の認定について』の一部改正について」の通知がなされるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

本通知は、公益法人制度改革関連法の施行に伴い、二件の医療法人に関する通知を改正するものであります。主な改正点として、通知「医療法人制度について」では医療法人解散時における残余財産の帰属先の箇所、通知「社会医療法人の認定について」では理事・監事の要件の箇所が挙げられます。

前者について、現行通知では、医療法人の定款あるいは寄附行為に残余財産の帰属すべき者を定める場合には、その対象の一つとして民法法人である都道府県医師会又は郡市区医師会を規定しています。今回の改正は、民法法人の要件を「一般社団法人又は一般財団法人に限る。」とするものです。なお、ここでいう「一般社団法人」には、公益認定を受けた一般社団法人も含まれます。

後者について、現行通知では、「公益法人等」を除く他の同一の団体の理事・使用人等が社会医療法人の理事・監事に就任することを制限しています。今回の改正は、その「公益法人等」の一つである民法法人を、「公益社団法人又は公益財団法人」とするものです。

その他、公益法人制度改革関連法の施行による医療法の一部改正に関し、厚生労働省医政局指導課長からも関係通知を改正する通知が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

医政発第 1212009 号  
平成 20 年 12 月 12 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

「医療法人制度について」及び「社会医療法人の認定について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生局長あて通知しました  
ので、御了知願います。

医政発第 1212008 号  
平成 20 年 12 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 地 方 厚 生 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

「医療法人制度について」及び「社会医療法人の認定について」  
の一部改正について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の施行に伴い、「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330049 号）及び「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け医政発第 0331008 号）を別添のとおり改めたので、その内容を御了知願いたい。

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0330049号

平成19年3月30日

最終改正 医政発第1212008号

平成20年12月12日

各 都 道 府 県 知 事  
各 地 方 厚 生 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

## 医 療 法 人 制 度 に つ い て

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第9号）が本年1月19日に、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）が本年3月30日にそれぞれ公布され、併せて、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成19年厚生労働省告示第92号。以下「告示」という。）及び厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第93号。以下「改正告示」という。）が同日告示され、施行日から施行されることとなったところである。

これらの施行に当たっては、特に下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の内容

#### 1 医療法人の業務の拡大について

(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、

医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。

(2) ただし、医療法人が自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを目的に医療法人を設立することは、病院等の開設を目的として医療法人とすることができるとする法第39条の規定の趣旨に違反するので留意されたいこと。

(3) 医療法人の附帯業務として、改正法及び改正告示により、法第42条の2に規定する社会医療法人については、第1種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び軽費老人ホーム（A型、B型）を除く。）の実施及び医療法人（社会医療法人を含む。）については、第2種社会福祉事業（児童家庭支援センターを除く。）の実施及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置を追加し、施行日より実施することができるものとしたこと。

なお、附帯業務の実施については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

## 2 社会医療法人制度の創設について

(1) 本制度の創設の趣旨は、へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、これらの医療に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものであること。

(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

(3) 告示第1条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）を参照されたいこと。

(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、追って通知する予定であること。

## 3 残余財産の帰属すべき者について

(1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹

底を図るものであること。

- (2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。
- (3) 本改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立の認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人（以下「財団医療法人」という。）又は社団である医療法人で持分の定めのないもの（以下「持分の定めのない社団医療法人」という。）に限られること。
- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの（いわゆる「出資額限度法人」について（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知）に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。）は、改正法附則第10条第2項に規定する医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。）に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。
- (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後においても経過措置型医療法人とすることができるとのこと。

#### 4 医療法人の管理体制の見直しについて

- (1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。
- (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあつては地方厚生局長（ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。）。以下同じ。）への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。
- (3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行人が作成する事業報告書を含む。）については、別途医政局指導課長通知により取り扱われたいこと。

## 5 社会医療法人債の発行について

- (1) 法第54条の2から第54条の8までの規定は、救急医療等確保事業を担う社会医療法人について、公募債である社会医療法人債の発行による資金調達を認めることで、当該社会医療法人の財政的基盤の安定化を図るものであること。
- (2) 社会医療法人債は証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当する有価証券であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。
- (3) 規則第33条第1項第2号の「社会医療法人債発行人」には、社会医療法人債を発行した後（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）に、法第64条の2第1項の規定により社会医療法人の認定を取り消された医療法人も含まれるものであること。
- (4) 規則第33条第2項の「別に厚生労働省令で定めるところ」とは、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）をいうものであること。

## 6 医療法人の資産要件の見直しについて

- (1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。
- (2) 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、その設立を認可して差し支えないこと。  
ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。  
また、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えないこと。  
なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。
- (3) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは望ましくないこと。  
なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有していることが望ましいこと。
- (4) 医療法人の設立に際して、現物拠出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、当該医療法

人の負債として取り扱って差し支えないこと。

ただし、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として認めることは適当ではないので、設立の認可に当たっては十分留意されたいこと。

## 7 基金制度の利用について

- (1) 規則第30条の37及び第30条の38の規定は、医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとしたこと。
- (2) ただし、社会医療法人又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）は当該基金制度を利用することができないため、基金制度を利用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、拠出者に基金を返還（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還）し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。
- (3) なお、基金制度の利用に係る手続等については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

## 8 書類の保存期間について

- (1) 規則第39条の規定により、都道府県知事が、医療法人の解散した日から5年間保存しなければならない書類から、法第52条第1項の規定により届け出られた書類を除くこととしたこと。
- (2) よって、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があつた場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。
- (3) なお、閲覧を要する期間を過ぎた書類については、各都道府県の文書管理規程等に従い取り扱われたいこと。

## 第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

- 1 施行日以後に設立の認可の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例を次のとおり定めることとしたこと。
  - ① 社団医療法人の定款例 別添1
  - ② 財団医療法人の寄附行為例 別添2
- 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の



申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

- ③ 出資額限度法人モデル定款（平成16年医政発第0813001号）及び  
社団医療法人モデル定款（昭和61年健政発第410号）の一部改正 別添3
- ④ 財団医療法人寄附行為例（昭和61年健政発第410号）の一部改正 別添4
- ⑤ 特別医療法人の定款例－1及び2（平成10年健政発第802号）の  
一部改正 別添5
- ⑥ 特別医療法人の寄附行為例－1及び2（平成10年健政発第802号）  
の一部改正 別添6
- ⑦ 特定医療法人の定款例（平成15年医政発第1009008号）の一部改  
正 別添7
- ⑧ 特定医療法人の寄附行為例（平成15年医政発第1009008号）の一  
部改正 別添8

### 第3 医療法人運営管理指導要綱について

- 医療法人運営管理指導要綱（平成2年健政発第110号）の一部改正 別添9

### 第4 その他関連する通知の改正及び廃止

#### 1 既往通知の改正

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」  
（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知） 別添10
- 「医療法人制度の運用について」  
（昭和63年健政発第750号厚生省健康政策局長通知） 別添11
- 「特定医療法人制度の改正について」  
（平成15年医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知） 別添12
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」  
（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知） 別添13
- 「「医療機関債」発行のガイドラインについて」  
（平成16年医政発第1025003号厚生労働省医政局長通知） 別添14

#### 2 既往通知の廃止

- 病院会計準則の改正に伴う医療法人における会計処理等に係る留意点について  
（平成16年医政発第0819002号厚生労働省医政局長通知）

別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第 3 章 社員</p> <p>第 6 条 本社の社員になろうとする者は、社員総</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。）</li> <li>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</li> <li>・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</li> </ul>

会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

#### 第4章 資産及び会計

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

・任意に1年間を定めても差し支え

まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内  
うち理事長1名
- (2) 監事 〇名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

ない。（法第53条参照）

・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・ 原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本団の業務を監査すること。
  - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
  - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
  - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

えないことができる。（法第47条参照）

- ・理事の職への再任を妨げるものではない。

- ・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えない

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によつてあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

が、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。

- ・ 総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

#### 第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

#### 第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

#### 第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

#### 附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・ 法第 44 条第 4 項参照。



別添 2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 資産及び会計</p> <p>第 6 条 本財団の資産は次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 16 条において同じ。）</li> <li>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</li> <li>・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</li> </ul>

<p>(1) 設立当時の財産  (2) 設立後寄附された金品  (3) 諸種の資産から生ずる果実  (4) 事業に伴う収入  (5) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円  (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品  (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</li>   <li>・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。）</li>   <li>・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）</li>   <li>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。</li> </ul>
---	---

事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内  
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名
- (3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本財団の業務を監査すること。
  - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団

・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

議決権を行使できない。

5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとするができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

・総評議員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

#### 第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

#### 第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

#### 第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

#### 附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・ 法第 44 条第 4 項参照。

### 別添 3

#### 定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. \_\_\_\_部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル定款の変更が必要な部分であり、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に定款変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。

ただし、第 4 条第 2 項、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2. \_\_\_\_部分は、改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、当分の間、定款変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第 9 条第 2 項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3. .....部分は、改正前のモデル定款に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の定款例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に定款変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕 社団医療法人の定款例	〔改正前〕 出資額限度法人モデル定款 (平成 16 年医政発第 0813001 号厚生労働省医政局長通知)	〔改正前〕 社団医療法人モデル定款 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>



<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）  (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）  (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>2 本会社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u>  <u>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u>  <u>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除 名  (2) 死 亡  (3) 退 社</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）  (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）  (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする<u>もの</u>は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>1 除 名  2 死 亡  3 退 社</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）  (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）  (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする<u>もの</u>は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>1 除 名  2 死 亡  3 退 社</p>
--	---	---

<p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第9条 <u>本社の資産は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>設立当時の財産</u>  (2) <u>設立後寄附された金品</u>  (3) <u>諸種の資産から生ずる果実</u>  (4) <u>事業に伴う収入</u>  (5) <u>その他の収入</u></p> <p>2 <u>本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .  (2) . . .  (3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p><u>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</u></p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .  (2) . . .  (3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p><u>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</u></p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .  (2) . . .  (3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>
---	---	---

<p>第11条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第13条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第11条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第13条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第11条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第13条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>第17条 本団に、次の役員を置く。  (1) 理事 ○名以上○名以内  うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。  2 理事長は本団の業務を総理する。  3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。  4 監事は、次の職務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>第17条 本団に、次の役員を置く。  (1) 理事 ○名以上○名以内  うち理事長1名  常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。  2 理事長は本団の業務を総理する。  3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。  4 理事は、本団の常務を処理する。  5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>第17条 本団に、次の役員を置く。  (1) 理事 ○名以上○名以内  うち理事長1名  常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。  2 理事長は本団の業務を総理する。  3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。  4 理事は、本団の常務を処理する。  5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>
--	---	---

<p>(1) <u>本社の業務を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u></p> <p>(6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>5. <u>監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>
--	--	--

<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(第25条第1項へ) ←</p>	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p>	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p>
<p>第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款の変更</li> <li>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>(4) 収支予算及び決算の決定</li> <li>(5) 剰余金又は損失金の処理</li> <li>(6) 借入金額の最高限度の決定</li> <li>(7) 社員の入社及び除名</li> <li>(8) 本社の解散</li> <li>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>	<p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 社員の入社及び除名</li> <li>8 本社の解散</li> <li>9 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>	<p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款の変更</li> <li>2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>4 収支予算及び決算の決定</li> <li>5 剰余金又は損失金の処理</li> <li>6 借入金額の最高限度の決定</li> <li>7 社員の入社及び除名</li> <li>8 本社の解散</li> <li>9 他の医療法人との合併契約の締結</li> </ol>

<p>(10) その他重要な事項</p> <p><u>第25条</u> 社員総会は、<u>総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p> <p><u>2</u> 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>3</u> <u>前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p> <p><u>第26条</u> 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p><u>2</u> 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p><u>第27条</u> 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p><u>第28条</u> 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p><u>2</u> 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p><u>第29条</u> 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>	<p>10 その他重要な事項</p> <p><u>第26条</u> 社員総会の議事は、<u>別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</u></p> <p><u>第27条</u> 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p><u>2</u> 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p><u>第28条</u> 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p><u>第29条</u> 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p><u>2</u> 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p><u>第30条</u> 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>	<p>10 その他重要な事項</p> <p><u>第26条</u> 社員総会の議事は、<u>別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</u></p> <p><u>第27条</u> 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p><u>2</u> 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p><u>第28条</u> 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p><u>第29条</u> 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p><u>2</u> 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p><u>第30条</u> 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>
---	--	--

<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がそ</p>	<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員</p>	<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員</p>
---	--	--



<p>の清算人となる。ただし、社員総会の議決によつて理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によつて本団が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>国</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体</u></p> <p>(3) <u>医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者</u></p> <p>(4) <u>都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</u></p> <p>(5) <u>財団法人又は社団法人であつて持分の定めのないもの</u></p> <p>第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団法人と合併することができる。</p> <p>（削除）</p>	<p><u>の中からこれを選任することができる。</u></p> <p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条第 2 項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。</u></p> <p>第 34 条の 2 第 9 条及び前条の規定は第 32 条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は特別医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。</p>	<p><u>の中からこれを選任することができる。</u></p> <p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額に応じて分配するものとする。</u></p>
---	--	--

<p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>第36条 本社の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。</p> <p>第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p>理 事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>監 事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p>	<p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>第35条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p> <p>第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p><u>常務理事</u> ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>理 事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>監 事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p>	<p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>第35条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p> <p>第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p><u>常務理事</u> ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>理 事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>監 事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p>
---	---	---

## 別添 4

### 寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. \_\_\_\_部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル寄附行為の変更が必要な部分であり、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に寄附行為変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならないこと。

ただし、第 4 条第 2 項、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2. \_\_\_\_部分は、改正法附則第 1 0 条第 2 項の規定により、当分の間、寄附行為変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第 9 条第 2 項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3. \_\_\_\_\_部分は、改正前のモデル寄附行為に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の寄附行為例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に寄附行為変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例	〔改正前〕財団医療法人モデル寄附行為 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

2. 本財団が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を運営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

### 第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2. 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2. 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を運営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

### 第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの)
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。

- (1) 前条第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2. 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

(1) 理事 〇名以上〇名以内  
うち理事長1名

(2) 監事 〇名

第8条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員

第14条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇名以上〇名以内  
うち理事長1名

常務理事〇名

(2) 監事 〇名

(3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選によって定める。
3. 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

2. 理事長は本財団の業務を総理する。
3. 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

（第15条第1項へ）←

（第15条第3項へ）←

（第15条第4項へ）←

（第16条第3項へ）←

4. 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会

(3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2. 理事長のみが本財団を代表する。
3. 理事長は本財団の業務を総理する。
4. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。
3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
4. 理事は、本財団の常務を処理する。
5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5. 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第 18 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第 5 章 会議

第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。

第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。
- 4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6. 監事は、この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができない。

第 17 条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

2. 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定められた職務を行う。

第 18 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第 5 章 会議

第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。

第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。
- 4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- 5 理事会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

...(削除)...

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

...(第 21 条第 2 項へ) ←

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。

...(第 26 条へ) ←

第 21 条 理事長は、毎年 1 回〇月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2 理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に関し意見を述べるができる。

3 評議員の 3 分の 1 以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第 22 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 23 条 評議員会は、評議員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 評議員は、評議員会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。



第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。  
(第23条第2項へ) ←

第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

(第22条第1項へ) ←

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2. 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

#### 第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

#### 第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

3. 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

4. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

5. 評議員会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならない。

- 1 寄附行為の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 本財団の解散
- 8 他の医療法人との合併契約の締結
- 9 その他重要な事項

#### 第6章 寄附行為の変更

第25条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

#### 第7章 解散及び合併

(2) 他の医療法人との合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立認可の取消し

2. 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の終了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国

(2) 地方公共団体

(3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者

(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

#### 第8章 雑則

第33条 本財団の公告は、官報(及び〇〇新聞)によって行う。

第26条 やむを得ない理由があるときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、本財団を解散することができる。

第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第28条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て処分するものとする。

第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。

#### 第8章 雑則

第30条 本財団の公告は、〇〇新聞(官報)によって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評議員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

第31条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評議員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

別添9

改正後			現行		
項目	運営管理指導要綱	備考	項目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営			I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</li> </ul>	1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル定款・寄附行為とは、昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号健康政策局長通知(以下、「61 年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。</li> </ul>
	2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第 50 条</li> <li>(注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)</li> </ul>		2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	
2 役員 (1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員名簿の記載事項は次のとおり</li> <li>① 役職名</li> <li>② 氏名</li> <li>③ 生年月日(年齢)</li> <li>④ 性別</li> <li>⑤ 住所</li> <li>⑥ 職業</li> <li>⑦ 現就任年月日・任期</li> </ul>	2 役員 (1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員名簿の記載事項は次のとおり</li> <li>① 役職名</li> <li>② 氏名</li> <li>③ 生年月日(年齢)</li> <li>④ 性別</li> <li>⑤ 住所</li> <li>⑥ 職業</li> <li>⑦ 現就任年月日・任期</li> </ul>
	2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法施行令第 5 条の 13</li> <li>添付書類</li> <li>① 就任承諾書</li> <li>② 履歴書</li> <li>適正に選任されていることを確認することを要する。</li> </ul>		2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法施行令第 5 条の 8</li> <li>添付書類</li> <li>① 就任承諾書</li> <li>② 履歴書</li> <li>適正に選任されていることを確認することを要する。</li> </ul>
	3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第 46 条の 2 第 1 項</li> </ul>		3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第 46 条の 2 第 1 項</li> <li>61 年局長通知</li> </ul>

	<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4  役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5  役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・<u>医療法第48条の2</u>においては、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。</p> <p>・<u>医療法第42条の2第1項第1号</u></p> <p>・<u>医療法施行規則第30条の35</u></p>		<p>また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4  役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5  役員の欠員が生じていないこと。</p>	<p>・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。</p> <p>その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <p>・<u>医療法第49条</u>においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。</p>
(2) 選任・任期	<p>6  <u>社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。</u></p> <p>1  役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2  選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3  役員の任期は2年以内とすること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4  任期の切れている役員がいないこと。</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>①  社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>②  就任承諾書</p> <p>③  履歴書</p> <p>・<u>医療法第46条の2第3項</u></p>	(2) 選任・任期	<p>1  役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2  選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3  役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4  任期の切れている役員がいないこと。</p>	<p>・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)</p> <p>・選任関係書類は、次のとおりである。</p> <p>①  社員総会議事録又は評議員会議事録</p> <p>②  就任承諾書</p> <p>③  履歴書</p> <p>・<u>モデル定款・寄附行為では、役員</u>の任期は2年とされている。</p>
(3) 適格性	<p>1  <u>自然人であること。</u></p>		(3) 適格性		

<p>(4) 代表者 (理事長)</p>	<p>2 欠格事由に該当していないこと。<u>(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</u></p> <p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。</p> <p>2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。</p> <p>3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。</p> <p>4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第 46 条の 2 第 2 項</li> <li>・欠格事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者</li> <li>③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者</li> </ul> </li> <li>・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。</li> <li>・医療法第 46 条の 4 第 1 項</li> <li>・定款・寄附行為に明確に規定されていること。</li> <li>・医療法第 46 条の 4 第 2 項</li> <li>・医療法第 46 条の 3 第 1 項</li> <li>・医療法第 46 条の 3 第 1 項</li> <li>・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大</li> </ul> </li> </ul>	<p>(4) 代表者 (理事長)</p>	<p>1 欠格事由に該当していないこと。</p> <p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。</p> <p>2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。</p> <p>3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。</p> <p>4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第 46 条の 2 第 2 項</li> <li>・欠格事由 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者</li> <li>③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者</li> </ul> </li> <li>・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。</li> <li>・医療法第 46 条の 3 第 3 項</li> <li>・定款・寄附行為に明確に規定されていること。</li> <li>・医療法第 46 条の 3 第 4 項</li> <li>・医療法第 46 条の 3 第 1 項</li> <li>・医療法第 46 条の 3 第 1 項</li> <li>・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大</li> </ul> </li> </ul>
--------------------------	--	--	--------------------------	--	--

<p>(5) 理事</p>	<p>5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>1 当該法人が開設する病院等（<u>指定管理者として管理する病院等を含む</u>）の管理者はすべて理事に加えられていること。</p> <p>2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<p>学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は<u>社会医療法人（平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。）</u></p> <p>ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人</p> <p>ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主</p>	<p>(5) 理事</p>	<p>5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。</p> <p>2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<p>学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は<u>特別医療法人</u></p> <p>ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人</p> <p>ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・医療法第47条第1項</p> <p>・<u>61年局長通知</u></p> <p>・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主</p>
---------------	---	--	---------------	--	---

<p>(6) 監事</p>	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、<u>会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</u></p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が<u>選任されていること。</u></p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第48条</p> <p>・<u>医療法第46条の4第7項第1号及び第2号</u></p> <p>・<u>医療法第46条の4第7項第3号</u></p> <p>・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。</p>	<p>3 評議員 (財団たる医</p>	<p>1 自然人であること。 2 理事の定数を超える数の評議</p>	<p>・<u>医療法第49条第2項</u></p>
<p>(6) 監事</p>	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 <u>理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</u></p> <p>3 <u>監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。</u></p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が<u>選任すること。</u></p>	<p>たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。</p> <p>・医療法第48条</p> <p>・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。</p>	<p>(7) 評議員 (財団たる</p>	<p>2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</p>	<p>・<u>医療法第49条第2項</u></p>



<p>療法人)</p>	<p><u>員をもって組織すること（医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上）。</u></p> <p><u>3 次に掲げる者から選任されていること。</u></p> <p><u>① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</u></p> <p><u>② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者</u></p> <p><u>③ 医療を受ける者</u></p> <p><u>④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者</u></p> <p><u>4 当該法人の役員を兼任していないこと。</u></p> <p><u>5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。</u></p> <p><u>6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</u></p> <p><u>7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。</u></p>	<p>・必ず選任する必要があること。</p> <p>・任期を定めることが望ましいこと。</p> <p>・医療法第49条の4第1項</p> <p>・医療法第49条の4第2項</p> <p>・医療法第42条の2第1項第3号</p>	<p>医療法人)</p>	<p>1 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p>	
<p>4 社員 (社団たる医療法人) (1) 現員</p>	<p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p>	<p>・社員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 氏名</p> <p>② 生年月日（年齢）</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 職業</p> <p>⑥ 入社年月日（退社年月日）</p>	<p>3 社員 (社団たる医療法人) (1) 現員</p>	<p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p>	<p>・社員名簿の記載事項は次のとおり</p> <p>① 氏名</p> <p>② 生年月日（年齢）</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 職業</p> <p>⑥ 入社年月日（退社年月日）</p>

	<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p>	<p>⑦ <u>出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・<u>出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</u></li> <li>・<u>医療法第42条の2第1項第2号</u></li> </ul>		<p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p>	<p>⑦ <u>出資額</u> ⑧ <u>持分の定めがある医療法人の場合は持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</li> </ul>
(2) 入社・退社	<p>3 <u>社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。</u></p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 <u>出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</u></p>	<p>⑦ <u>出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・<u>出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</u></li> <li>・<u>医療法第42条の2第1項第2号</u></li> </ul>	(2) 入社・退社	<p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p>	<p>⑦ <u>出資額</u> ⑧ <u>持分の定めがある医療法人の場合は持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</li> </ul>
(3) 議決権	<p>1 <u>社員の議決権は各1個であること。</u></p>	<p>⑦ <u>出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・<u>出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</u></li> <li>・<u>医療法第42条の2第1項第2号</u></li> </ul>			<p>⑦ <u>出資額</u> ⑧ <u>持分の定めがある医療法人の場合は持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</li> </ul>
5 会議 (1) 開催状況	<p>1 開催手続きが、定款又は寄附</p>	<p>⑦ <u>出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・<u>出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</u></li> <li>・<u>医療法第42条の2第1項第2号</u></li> </ul>	4 会議 (1) 開催状況	<p>1 開催手続きが、定款又は寄附</p>	<p>⑦ <u>出資額</u> ⑧ <u>持分の定めがある医療法人の場合は持分割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。</li> <li>・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。</li> </ul>

<p>(2) 審議状況</p>	<p>行為の定めに従って行われていること。</p> <p>2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。</p> <p>1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p>	<p>集していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議長は、<u>社員総会において選任されていること。</u></li> <li>・<u>臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければならない。</u></li> <li>・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議決事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款の変更</li> <li>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>④ 収支予算及び決算の決定</li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 審議状況</p>	<p>行為の定めに従って行われていること。</p> <p>2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。</p> <p>1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p>	<p>集していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議決事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定款の変更</li> <li>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</li> <li>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</li> <li>④ 収支予算及び決算の決定</li> </ul> </li> </ul>
-----------------	---	---	-----------------	---	--

<p>(3) 記録</p>	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、<u>議長及び</u>その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>	<p>⑤ 剰余金又は損失金の処理</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p> <p>⑦ 社員の入社及び除名</p> <p>⑧ 本社の解散</p> <p>⑨ 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>⑩ その他重要な事項</p> <p>・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項</p> <p>① 寄附行為の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定</p> <p>⑤ 剰余金又は損失金の処理</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p> <p>⑦ 本財団の解散</p> <p>⑧ 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>⑨ その他重要な事項 (社団たる医療法人の場合に準用する。)</p> <p>・議事録記載事項は次のとおり</p> <p>① 開催年月日及び開催時刻</p> <p>② 開催場所</p>	<p>(3) 記録</p>	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>	<p>⑤ 剰余金又は損失金の処理</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p> <p>⑦ 社員の入社及び除名</p> <p>⑧ 本社の解散</p> <p>⑨ 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>⑩ その他重要な事項</p> <p>・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項</p> <p>① 寄附行為の変更</p> <p>② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>④ 収支予算及び決算の決定</p> <p>⑤ 剰余金又は損失金の処理</p> <p>⑥ 借入金額の最高限度の決定</p> <p>⑦ 本財団の解散</p> <p>⑧ 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>⑨ その他重要な事項 (社団たる医療法人の場合に準用する。)</p> <p>・議事録記載事項は次のとおり</p> <p>① 開催年月日及び開催時刻</p> <p>② 開催場所</p>
---------------	---	--	---------------	--	--

<p>II 業務 1 業務一般</p>	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p> <p><u>3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</u></p> <p><u>4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</u></p>	<p>③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日</p> <p>・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。</p>	<p>II 業務 1 業務一般</p>	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p>	<p>③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日</p> <p>・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。</p> <p>・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。</p>
<p>2 附帯業務</p>	<p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p>	<p>・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな</p>	<p>2 附帯業務</p>	<p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p>	<p>・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな</p>

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。

- ① 医療関係者の養成又は再教育
- ② 医学又は歯学に関する研究所の設置
- ③ 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置
- ④ 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置
- ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- ⑥ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 2 条第 3 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第 7 号に掲げる事業の実施(平成 10 年 2 月厚生省告示第 15 号参照)

・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和 42 年 4 月 1 日医発第 432 号局長回答参照)。

- ① 薬局
- ② 施術所
- ③ 衛生検査所
- ④ 訪問看護ステーション

- ⑤ 介護福祉士養成施設
- ⑥ ケアハウス
- ⑦ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業  
(ホームヘルプ、短期入所事業)
- ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業
- ⑩ 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの
  - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
  - イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>(2) 労務関係</p>	<p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行</p>		<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>(2) 労務関係</p>	<p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行</p>	<p>ウ <u>道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による家用有償旅客運送等</u></p> <p>⑪ <u>介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち平成18年3月31日医政発第0331001号局長通知別添2において「保健衛生に関する業務」とされているもの</u></p> <p>⑫ <u>助産所</u></p> <p>⑬ <u>歯科技工所</u></p> <p>⑭ <u>福祉用具専門相談指定講習</u></p> <p>⑮ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)による児童福祉法上の保育所として認可を受けた施設で認定こども園を営む事業</u></p>
---	--	--	---	--	--



<p>2 資産管理</p>	<p>われていること。</p> <p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、<u>銀行</u>、<u>信託会社</u>に預け入れ若しくは信託し、又は<u>国公債</u>若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・賃貸借契約期間は医業経営の継続性の観点から、<u>長期間</u>であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p>	<p>2 資産管理</p>	<p>われていること。</p> <p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、<u>郵便官署</u>、<u>銀行</u>、<u>信託会社</u>に預け入れ若しくは信託し、又は<u>国公債</u>若しくは<u>確実な有価証券</u>に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>・<u>61 年局長通知</u></p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・<u>61 年局長通知</u></p> <p>・賃貸借契約期間は医業経営の継続性の観点から、<u>10 年以上</u>であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p>
---------------	--	--	---------------	--	---

	<p>8 <u>医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</u></p>	<p>・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。</p> <p>・土地、建物の賃貸借、売買の場合 ・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合</p>		<p>8 <u>病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は自己資本比率20%以上を常時確保していること。ただし、医療法人の設立又は合併後、概ね1年を経過した後において、当該医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有している場合はこの限りでないこと。</u></p>	<p>・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。</p> <p>・医療法施行規則第30条の34 資本 ・自己資本比率＝<math>\frac{\text{—}}{\text{—}} \times 100</math> 資産 ・左記ただし書に該当する場合であっても、自己資本比率を充足していることが望ましいこと。</p>
<p>3 会計管理 (1) 予算</p> <p>(2) 会計処理</p>	<p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p>		<p>3 会計管理 (1) 予算</p> <p>(2) 会計処理</p>	<p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p> <p>1 <u>病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとする。</u> <u>診療所のみを開設する医療法</u></p>	<p>・平成16年8月19日医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知及び平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知</p>

	<p>1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 <u>剰余金を配当してはならないこと。</u></p>	<p>・医療法第54条</p> <p><u>(注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)</u></p>		<p><u>人にあつては、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあつては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとする。</u></p> <p>2 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>	
(3) 債権債務の状況	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>	<p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。</p> <p><u>(注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)</u></p>	(3) 債権債務の状況	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>	<p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率についてはⅢの2の8を参照</p>
(4) 会計帳簿等の整備状況	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。</p>		(4) 会計帳簿等の整備状況	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。</p>	

<p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 <u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</u></p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 <u>事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</u></p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後<u>3月以内</u>になされていること。</p>	<p>・<u>医療法第 51 条第 1 項</u></p> <p>・<u>医療法第 51 条第 2 項</u></p> <p>・<u>医療法第 51 条の 2</u>  <u>(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 4 号)</u></p> <p>・<u>医療法第 52 条第 1 項</u>  <u>(注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)</u></p>	<p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 決算の届出が毎会計年度終了後<u>2月以内</u>になされていること。</p> <p>7 <u>特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。</u></p>	<p>・<u>医療法第 51 条第 1 項</u></p>
---------------------	--	---	---------------------	---	-------------------------------

<p>(6) その他</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p>		<p>(6) その他</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p>	
<p>4 登記</p>	<p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第 43 条</li> <li>・組合等登記令</li> <li>・登記事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的及び業務</li> <li>② 名称</li> <li>③ 事務所</li> <li>④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</li> <li>⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由</li> <li>⑥ 資産の総額</li> </ul> </li> </ul> <p><u>(注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 1 号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 主たる事務所（2 週間以内）</li> <li>② 従たる事務所（3 週間以内）</li> </ul> </li> </ul>	<p>4 登記</p>	<p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第 43 条</li> <li>・組合等登記令</li> <li>・登記事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的及び業務</li> <li>② 名称</li> <li>③ 事務所</li> <li>④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格</li> <li>⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由</li> <li>⑥ 資産の総額</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>資産の総額は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</u></li> </ul> <p><u>(注) 変更の登記をしない場合は 20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 主たる事務所（2 週間以内）</li> <li>② 従たる事務所（3 週間以内）</li> </ul> </li> </ul>

<p>5 公告</p> <p>IV その他</p> <p>1 必要な手続の督促</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <p>・<u>資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</u></p> <p>・<u>医療法施行令第5条の12</u></p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>(注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <p>・督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、<u>行政処分が行われることになる。</u></p> <p>① <u>法令等の違反に対する措置（医療法第64条第1項及び第2項）</u></p> <p>② <u>聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条)</u></p> <p>③ <u>設立認可の取消（医療法第65条）</u></p>	<p>5 公告</p>	<p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p> <p>1 公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p>	<p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <p>・<u>医療法施行令第5条の7</u></p> <p>・モデル定款・寄附行為</p>
---	---	---	-------------	---	---

【 改 正 後 全 文 】  
医政発第0331008号  
平成20年3月31日  
最終改正 医政発第1212008号  
平成20年12月12日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

## 社会医療法人の認定について

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

## 記

### 第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会

医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

## 第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

### 1 役員親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 2 社団たる医療法人の社員親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 3 財団たる医療法人の評議員親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各評議員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）

- (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理す



る公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

#### 5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について(法第42条の2第1項第5号関係)

(1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

#### 6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)

(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。

③ 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

④ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

⑤ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑥ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持

しているもの

ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ⑦ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑧ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産

ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑨ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ 株式

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ 外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑩ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定

日の前日までを含む。)において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により

政府が行う健康診査

- ハ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
- ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- ヘ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- ト 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- チ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
- リ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

- ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

- イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
- ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

- ③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る

事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

#### 7 解散時の残余財産の帰属先について(法第42条の2第1項第7号関係)

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

#### 8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

イ 定款又は寄附行為の変更

ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)

ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し

ヘ 収支予算及び決算の決定

ト 剰余金又は損失金の処理

チ 借入金額の最高限度額の決定

- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

### 第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

#### 1 社会医療法人の認定申請に関する事項

- (1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類

を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添 2
- ② 社会医療法人の定款例 別添 3
- ③ 社会医療法人の寄附行為例 別添 4

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人認定書 別添 5
- ② 社会医療法人認定取消書 別添 6

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

## 2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議会。以下同じ。）の意見を聴かななければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年健政発第410号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

## 3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の規定に基づく改善命令を行うこと。

## 4 社会医療法人の事業報告書等の作成等



(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類  
イ 純資産変動計算書  
ロ キャッシュ・フロー計算書  
ハ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長）に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）
- ② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

## 5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(3) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(4) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(5) (4)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

## 6 その他

### (1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

### (2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑧のホ）について

- ① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。
- ② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

- ③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑧のへ）について

- ① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。
- ② 当該資金の額が合理的に算定されていること。
- ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 ○○事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記）

- ④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

- ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。
- イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。
  - ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。
  - ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。
- ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。
- ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。
- ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。
- ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法

人等の表)及び消費税法(昭和63年法律第108号)別表第三に掲げる法人となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事(厚生労働大臣)の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人(以下「特定医療法人」という。)が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名： \_\_\_\_\_ 印

住 所： \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の2第1項第1号イ及びニ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	人	人	%	人	%
監 事	人			人	%
社 員	人	人	%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の2第1項第1号ロ及びハ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

(1) 共通事項

理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄附行為に定めがある

(2) 社団医療法人

すべての理事及び監事を社員総会で選任

(3) 財団医療法人

すべての理事及び監事を評議員会で選任

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の2第1項第1号ホ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	
監 事	
評議員	

添付資料

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の2第1項第1号へ及びト）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の2第1項第1号チ及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）



6 保有財産（規則第30条の35の2第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有 ・ 無
出 資		有 ・ 無
社団法人の社員権		有 ・ 無
組合契約		有 ・ 無
信 託		有 ・ 無
外国の法令に基づく財産		有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の2第1項第1号ヌ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ 無
その他公益に反する事実		有 ・ 無

## 「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

### 1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

### 2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

### 3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

### 4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

#### ① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

#### ② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

#### ③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

#### ④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

#### ⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

#### ⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

## 5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

### ① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

### ② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

### ③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

### ④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

### ⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

### ⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

### ⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

### ⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

### ⑨ 「へ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員了解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。</li> <li>・ 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。</li> <li>・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。）</li> <li>・ 本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理す</li> </ul>

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院)
- (2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院)
- (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所)
- (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院)
- (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)

第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

### 第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

る病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。)

- ・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
- ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第12条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

望ましい。

- ・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。
- ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

- ・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
- ・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員

第15条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内  
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

（以下「事業報告書等」という。）とする。

- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。
- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- ・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

- ・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

① 役員いずれか1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の親



<p>3 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第17条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務</p>	<p>族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 他の同一の団体（<u>公益社団法人又は公益財団法人</u>又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</li> <li>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</li> </ol> </li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）</li> <li>・理事の職への再任を妨げるものではない。</li> </ul>
--	---

を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
- (2) 本社の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

## 第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 社員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親

第21条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

## 第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

族でこれらの者と生計を一にしているもの

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。  
(法第54条の3第2項)

・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

## 第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第37条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

## 第9章 雑則

第38条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

別添 4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営 し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝た きりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護 及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設） の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受 けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び 開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて 実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。</li> <li>・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 16 条第 4 項において同じ。）</li> <li>・ 本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 16 条第 4 項及び第 17 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・ 本項には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」と</li> </ul>

の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院）
- (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院）
- (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所）
- (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）
- (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

### 第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

いう。) 第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。

- ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

- ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。  
・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）  
・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人につ



び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員及び評議員

第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内  
うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上〇名以内
- (3) 評議員 〇名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数分の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員の子族等が含まれてはならない。

いては、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

・役員の子族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員の子族等1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の子族等
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

- ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等

<p>3 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第17条 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>2 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に</p>	<p>の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第28条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）</li> <li>・ 理事の職への再任を妨げるものではない。</li> </ul>
--	---

提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第19条 役員の任期は2年とし、評議員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。

① 評議員のいずれか1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

## 第5章 会議

第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散
- (11) 他の医療法人との合併契約の締結

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。  
(法第54条の3第2項)

・総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

(12) その他重要な事項

第25条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第26条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

## 第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

#### 第8章 雑則

第33条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

○ 医療法人制度について（平成19年医政発第0330049号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>第1 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。</p> <p>(2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第3 医療法人運営管理指導要綱について （略）</p> <p>第4 その他関連する通知の改正及び廃止</p> <p>1～2 （略）</p>	<p>本文（略）</p> <p>第1 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1) 法第44条第4項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。</p> <p>(2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人</u>に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であることをいうこと。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第3 医療法人運営管理指導要綱について （略）</p> <p>第4 その他関連する通知の改正及び廃止</p> <p>1～2 （略）</p>





## 別添2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 解散及び合併</p> <p>第29条～第30条 (略)</p> <p>第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（<u>一般社団法人又は一般財団法人に限る。</u>）</p> <p>(5) (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第8章 雑則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第44条第4項</u>参照。</p>

## 別添2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 解散及び合併</p> <p>第29条～第30条 (略)</p> <p>第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（<u>民法第34条の規定により設立された法人に限る。</u>）</p> <p>(5) (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第8章 雑則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・<u>法第44条第3項</u>参照。</p>

別添3

定款作成上の注意 (略)

[改正後] 社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第1章～第7章 (略)

第8章 解散及び合併

第32条～第33条 (略)

第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) (略)

第9章～附則 (略)

別添3

定款作成上の注意 (略)

[改正後] 社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第1章～第7章 (略)

第8章 解散及び合併

第32条～第33条 (略)

第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (民法34条の規定により設立された法人に限る。)

(5) (略)

第9章～附則 (略)

別添4

寄附行為作成上の注意 (略)

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第1章～第6章 (略)

第7章 解散及び合併

第29条～第30条 (略)

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) (略)

第8章～附則 (略)

別添5～別添8 (略)

別添4

寄附行為作成上の注意 (略)

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第1章～第6章 (略)

第7章 解散及び合併

第29条～第30条 (略)

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (民法34条の規定により設立された法人に限る。)

(5) (略)

第8章～附則 (略)

別添5～別添8 (略)

## 別添9

改正後		
項目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第50条 (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)
2 役員		
(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号
	3 (略)	・医療法第46条の4第7項第3号
	4～5 (略)	号
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～7 (略)	(略) (略)

## 別添9

改正後		
項目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第50条 (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号の2)
2 役員		
(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第46条の4第3項第1号及び第2号
	3 (略)	・医療法第46条の4第3項第3号
	4～5 (略)	号
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～7 (略)	(略) (略)

4 社員 (社団たる医療法人)	(略)		4 社員 (社団たる医療法人)	(略)	
(1)～(2) (略)	(略)		(1)～(2) (略)	(略)	
(3) 議決権	1 社員の議決権は各1個であること。	・医療法第48条の4第1項 (略)	(3) 議決権	1 社員の議決権は各1個であること。	・医療法第48条の4 (略)
5 会議 (略)	(略)	(略)	5 会議 (略)	(略)	(略)
II 業務 (略)	(略)	(略)	II 業務 (略)	(略)	(略)
III 管理			III 管理		
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 資産管理	1～5 (略)	(略)	2 資産管理	1～5 (略)	(略)
	6 現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	(略)		6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	(略)
	7～8 (略)	(略)		7～8 (略)	(略)
3 会計管理			3 会計管理		
(1) 予算	1～2 (略)		(2) 予算	1～2 (略)	
(2) 会計処理	1～2 (略)		(2) 会計処理	1～2 (略)	

(3) 債権債務 の状況	<p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと</p>	<p>・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 5 号)</p> <p>(略)</p>	(3) 債権債務 の状況	<p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと</p>	<p>・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)</p> <p>(略)</p>
(4) 会計帳簿 等の整備状況	1～2 (略)	<p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20 万円以下の過料に処せられること。 (医療法第 76 条第 6 号)</p>	(4) 会計帳簿 等の整備状況	1～2 (略)	<p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20 万円以下の過料に処せられること。 (医療法第 76 条第 7 号)</p>
(5) 決算及び 財務諸表	<p>1～5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、</p>	<p>(略)</p> <p>・医療法第 51 条の 2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載し</p>	(5) 決算及び 財務諸表	<p>1～5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、</p>	<p>(略)</p> <p>・医療法第 51 条の 2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載し</p>

<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>4 登記</p> <p>5 公告</p> <p>IV その他(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>(略)</p>	<p>ていない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号)</p> <p>・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p> <p>(略)</p> <p>・モデル定款・寄附行為 (注)公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <p>(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>4 登記</p> <p>5 公告</p> <p>IV その他(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>(略)</p>	<p>ていない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第2号)</p> <p>・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号の2)</p> <p>(略)</p> <p>・モデル定款・寄附行為 (注)公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第8号)</p> <p>(略)</p>
別添10～別添14 (略)			別添10～別添14 (略)		

○ 社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>第1 社会医療法人制度の趣旨（略）</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件（略）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 他の同一の団体（<u>公益社団法人又は公益財団法人</u>又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求</p>	<p>本文（略）</p> <p>第1 社会医療法人制度の趣旨（略）</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件（略）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 他の同一の団体（<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人</u>又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求</p>



があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(4)～(5) (略)

5～6 (略)

別添1～別添2-2 (略)

別表 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

1 「1 運営組織」

(1) (略)

(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。)

があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならないこと。

① (略)

② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書

③～④ (略)

(4)～(5) (略)

5～6 (略)

別添1～別添2-2 (略)

別表 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領

1 「1 運営組織」

(1) (略)

(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするもの

を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2～7 (略)

(書類付表1)～(書類付表3) (略)

添付書類7 (略)

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款	(略)
第1章～第3章 (略)	(略)
第4章 役員	
第15条 (略)	(略)
第16条 (略)	
2 (略)	・役員親族等とは、次に掲げる者とする。 ①～⑤ (略) ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。 ① <u>他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は</u>

を除く。) (以下「公益法人等」という。) を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2～7 (略)

(書類付表1)～(書類付表3) (略)

添付書類7 (略)

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款	(略)
第1章～第3章 (略)	(略)
第4章 役員	
第15条 (略)	(略)
第16条 (略)	
2 (略)	・役員親族等とは、次に掲げる者とする。 ①～⑤ (略) ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。 ① <u>他の同一の団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及</u>

<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第9章 (略)</p>	<p>公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---

<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第9章 (略)</p>	<p>び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・役員の子親等とは、次に</p>

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・役員の子親等とは、次に</p>

<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p>	<p>掲げる者とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。</p> <p>① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p>	<p>掲げる者とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。</p> <p>① 他の同一の団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>別添5～別添6 (略)</p>		<p>別添5～別添6 (略)</p>	

医政指発第 1212002 号  
平成 20 年 12 月 12 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長

「医療法人における事業報告書等の様式について」及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長及び各地方厚生局管理課長あて通知しましたので、御了知願います。

医政指発第 1212001 号  
平成 20 年 12 月 12 日

各都道府県医政主管部（局）長  
各地方厚生局管理課長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

「医療法人における事業報告書等の様式について」及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の一部改正について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴い、「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日付け医政指発第0330003号）及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成19年3月30日付け医政指発第0330005号）を別添のとおり改めたので通知する。

については、貴管内の医療法人、貴管下に主たる事務所を有する厚生労働大臣所管の医療法人等への周知指導につき特段の御配慮をお願いしたい。

【 改 正 後 全 文 】  
医政指発第0330003号  
平成19年3月30日  
最終改正 医政指発第1212001号  
平成20年12月12日

各都道府県医政主管部（局）長 }  
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

### 医療法人における事業報告書等の様式について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正後の医療法による医療法人の事業報告書等の様式については、下記のとおりであるので、留意いただくとともに、貴管内医療法人に対してご指導願いたい。

なお、これに伴い、「決算の届出等について（平成7年4月20日付指第26号厚生省健康政策局指導課長通知）」及び「病院会計準則の改正に伴う医療法人における決算の届出の様式に係る留意点について（平成16年8月19日付医政指発第0819002号厚生労働省医政局指導課長通知）」は廃止する。

### 記

1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに第46条の4第7項第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 事業報告書               | 様式1 |
| (2) 財産目録                | 様式2 |
| (3) 貸借対照表               |     |
| ① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 |     |

ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に法第44条第5項の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）

様式3-1

イ 改正法附則第10条第2項の規定により、改正法による改正前の法第56条の規定が、当分の間、なおその効力を有することとされた医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。）

様式3-2

② 診療所のみを開設する医療法人

ア 新法の医療法人

様式3-3

イ 経過措置型医療法人

様式3-4

(4) 損益計算書

① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

様式4-1

② 診療所のみを開設する医療法人

様式4-2

(5) 監事監査報告書

様式5

2 法第54条の2第1項の社会医療法人債を発行した医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については、1にかかわらず、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）の様式第一号、様式第二号及び様式第三号により取り扱われたいこと。



【 改 正 後 全 文 】  
医政指発第0330005号  
平成19年3月30日  
最終改正 医政指発第1212001号  
平成20年12月12日

各都道府県医政主管部（局）長 }  
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

2以上の都道府県の区域において病院等を開設する  
医療法人の設立認可申請等について

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記にかかる医療法人の設立認可申請手続等の様式を別添のとおり改めたので通知する。

については、貴管下に主たる事務所を有する厚生労働大臣所管の医療法人等への周知指導につき特段の御配慮をお願いしたい。

なお、「2以上の都道府県の区域において医療施設を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成8年3月29日付指第22号厚生省健康政策局指導課長通知）」は廃止する。

## 1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）

事 項 ( 根 拠 規 定 )	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
設 立 設立認可の申請 ○法第44条第1項 ○規則第31条	医療法人設立認可申請書 <b>様式1</b> (添付書類) ①定款又は寄附行為 ②設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録 ③設立決議録 ④設立趣意書 ⑤役員及び社員（評議員）の名簿 ⑥不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類 ⑦当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 ⑧法第42条第4号又は第5号の附帯業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類 ⑨設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑩設立者の履歴書 ⑪設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証明する書類 ⑫役員の就任承諾書及び履歴書 ⑬開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面	設立しようとするとき
	設立登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12 ①登記事項証明書	医療法人設立登記完了届 <b>様式2</b> (添付書類)
役 員 理事を1人又は2人にする場合の認可の申請 ○法第46条の2第1項 ただし書 ○規則第31条の3	医療法第46条の2第1項ただし書の規定による認可申請書 <b>様式3</b>	事前
医師、歯科医師以外の者を理事長とする場合の認可の申請 ○法第46条の3第1項 ただし書 ○規則第31条の4	医療法第46条の3第1項ただし書の規定による認可申請書 <b>様式4</b> (添付書類) ①理事長就任予定者の履歴書 ②認可されれば理事長に就任する旨の承諾書	事前

事 項 ( 根 拠 規 定 )	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
<p>管理者を理事に加えない 場合の認可の申請 ○法第47条第1項た だし書 ○規則第31条の5</p>	<p>医療法第47条第1項ただし書の規定に よる認可申請書 <b>様式5</b></p>	<p>事前</p>
<p>登記事項変更登記完了の 届出 (理事長に変更があった とき) ○法第43条第1項 ○令第5条の12</p>	<p>登記事項変更登記完了届 <b>様式6</b> (添付書類) ①登記事項証明書</p>	<p>登記後遅滞なく</p>
<p>役員変更の届出 ○令第5条の13</p>	<p>役員変更届 <b>様式7</b> (添付書類) ①新たに就任した役員の就任承諾書 ②新たに就任した役員の履歴書</p>	<p>変更後遅滞なく</p>
<p>定款又は寄 附行為の変 更</p> <p>定款又は寄附行為の変更 の認可の申請 ○法第50条第1項 ○規則第32条</p>	<p>定款(寄附行為)変更認可申請書 <b>様式8</b> (添付書類) ①定款又は寄附行為変更の内容(新旧条照 表を添付すること。)及びその事由を記 載した書類 ②社団の医療法人にあっては社員総会の 議事録、財団の医療法人にあっては理事 会(評議員会)の議事録</p> <p><b>A. 新たに病院、法第39条第1項に規定 する診療所又は介護老人保健施設を開 設しようとする場合、次の書類を添付</b> ③当該医療法人の開設しようとする病院、 診療所又は介護老人保健施設の診療科 目、従業員の定員並びに敷地及び建物の 構造設備の概要を記載した書類 ④開設しようとする病院、診療所又は介護 老人保健施設の管理者となるべき者の 氏名を記載した書面</p> <p><b>B. 法第42条各号に掲げる業務を行う場 合、次の書類を添付</b> ⑤当該業務に係る施設の職員、敷地及び建 物の構造設備の概要並びに運営方法を 記載した書類</p> <p><b>C. 法第42条の2第1項の収益業務を行 う場合、次の書類を添付</b> ⑥収益業務の概要及び運営方法を記載し た書類</p>	<p>事前</p>

事 項 ( 根 拠 規 定 )	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
	<p><b>A～Cのいずれかに該当する場合、次の書類を添付</b></p> <p>⑦定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>⑧新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額を証明する書類</p> <p>⑨土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書</p>	
<p>定款又は寄附行為の変更の届出 (事務所の所在地又は公告の方法に変更があったとき)</p> <p>○法第50条第3項 ○規則第32条の2</p>	<p>定款(寄附行為)変更届 <b>様式9</b> (添付書類)</p> <p>①定款又は寄附行為</p>	<p>変更後遅滞なく</p>
<p>従たる事務所の新設登記の届出</p> <p>○法第43条第1項 ○令第5条の12</p>	<p>従たる事務所の新設登記完了届 <b>様式10</b> (添付書類)</p> <p>①登記事項証明書</p>	<p>登記後遅滞なく</p>
<p>事務所の移転登記の届出</p> <p>○法第43条第1項 ○令第5条の12</p>	<p>事務所移転登記完了届 <b>様式11</b> (添付書類)</p> <p>①登記事項証明書</p>	<p>登記後遅滞なく</p>
<p>登記事項変更登記完了の届出 (その他登記事項に変更があったとき)</p> <p>○法第43条第1項 ○令第5条の12</p>	<p>登記事項変更登記完了届 <b>様式6</b> (添付書類)</p> <p>①登記事項証明書</p>	<p>登記後遅滞なく</p>
<p>決 算</p> <p>決算の届出</p> <p>○法第52条第1項</p>	<p>決算届 <b>様式12</b> (添付書類)</p> <p>①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤監事の監査報告書</p> <p><b>ア. 社会医療法人の場合、次の書類を添付</b></p> <p>⑥法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類</p> <p><b>イ. 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付(ただし、⑩及び⑪は社会医療法人に限る。)</b></p> <p>⑦純資産変動計算書</p>	<p>毎会計年度終了後3月以内</p>

事 項 ( 根 拠 規 定 )	提 出 書 類	認可申請、届出 の 時 期 等
	⑧キャッシュ・フロー計算書 ⑨附属明細表 ⑩公認会計士又は監査法人の監査報告書 ⑪法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類	
登記事項変更登記完了の届出 (純資産額に変更があったとき) ○法第43条第1項 ○令第5条の12	登記事項変更登記完了届 <b>様式6</b> (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
解散・清算 解散の認可の申請 (目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議によって解散するとき) ○法第55条第6項 ○規則第34条	医療法人解散認可申請書 <b>様式13</b> (添付書類) ①理由書 ②社団の医療法人にあっては社員総会の議事録、財団の医療法人にあっては理事会(評議員会)の議事録 ③財産目録及び貸借対照表 ④残余財産処分事項	事前
清算人の就任登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	清算人の就任登記届 <b>様式14</b> (添付書類) ①登記事項証明書 ②清算人の履歴書 ③清算人の就任承諾書	登記後遅滞なく (同時に行う)
解散登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	医療法人解散登記完了届 <b>様式15</b> (添付書類) ①登記事項証明書	
解散の届出 (定款若しくは寄附行為をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠乏によって解散したとき) ○法第55条第8項	医療法人解散届 <b>様式16</b> (添付書類) ①理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④登記事項証明書 ⑤清算人の履歴書 ⑥清算人の就任承諾書	解散登記後遅滞なく (清算人の就任登記の届出及び解散登記の届出の添付書類を併せて提出する)
残余財産の処分の認可の申請 ○旧法第56条第2項 ○旧法第56条第3項	残余財産処分認可申請書 <b>様式17</b> (添付書類) ①解散の理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④残余財産の帰属者の同意書 ⑤社団の医療法人にあっては総社員の同意書	解散登記後遅滞なく (清算人の就任登記の届出及び解散登記の届出と併せて行う)
清算終了の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条12	医療法人清算終了届 <b>様式18</b> (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく

事 項 (根拠規定)	提出書類	認可申請、届出 の時期等
合併 合併の認可 ○法第57条第4項 ○規則第35条 ○規則第36条	医療法人合併認可申請書 <b>様式19</b> (添付書類) ①理由書 ②社団の医療法人にあつては社員総会の議事録、財団の医療法人にあつては理事会(評議員会)の議事録 ③合併契約書の写し ④合併による医療法人の設立事務権限委任状 ⑤定款又は寄附行為(合併前及び合併後) ⑥財産目録及び貸借対照表(合併前) ⑦合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 ⑧新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 ⑨開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面	事前
合併登記の届出 ○法第43条第1項 ○令第5条の12	医療法人合併登記完了届 <b>様式20</b> (添付書類) ①登記事項証明書	登記後遅滞なく
仮理事 仮理事の選任の申請 (理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるとき) ○法第46条の4第5項	仮理事選任申請書 <b>様式21</b> (添付書類) ①仮理事の履歴書 ②仮理事の就任承諾書 ③役員及び社員(評議員)の名簿	事前
特別代理人 特別代理人の選任の申請 (医療法人と理事長との利益が相反する契約等を締結しようとするとき) ○法第46条の4第6項	特別代理人選任申請書 <b>様式22</b> (添付書類) ①特別代理人の履歴書 ③特別代理人の就任承諾書	事前

(注意) 上記提出書類の審査や確認のための必要な書類として、添付書類以外の書類を提出していただくことがあること。

※根拠規定中 法 = 医療法(昭和23年法律第205号)  
 令 = 医療法施行令(昭和23年政令第326号)  
 規則 = 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)  
 改正法 = 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部改正する法律(平成18年法律第84号)  
 旧法 = 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部改正する法律(平成18年法律第84号)第2条の規定による改正前の医療法

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人 会  
清算人

印

医療法人解散届

医療法第55条第1項第1号（第1項第5号、第3項第1号）により  
平成 年 月 日をもって解散したので届出します。

[添付書類]

1. 理由書
2. 財産目録及び貸借対照表
3. 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
4. 登記事項証明書
5. 清算人の履歴書
6. 清算人の就任承諾書

平成 年 月 日

〇〇 厚生局長 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人 会  
利害関係者

印

## 仮理事選任申請書

下記の者を、本法人の仮理事に選任していただきたく、医療法第46条の4第5項の規定に基づき申請します。

### 記

#### 1. 仮理事に選任されるべき者

住 所

氏 名

生年月日

仮理事に選任する理由

性 別

職 業

#### 2. 選任を必要とする理由

#### [添付書類]

1. 仮理事の履歴書
2. 仮理事の就任承諾書
3. 役員及び社員（評議員）の名簿



平成 年 月 日

〇〇 厚生局長 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人 会  
理事長

印

## 特別代理人選任申請書

下記の者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、医療法第46条の4第6項の規定に基づき申請します。

### 記

#### 1. 特別代理人に選任されるべき者

住 所

氏 名

生年月日

理事長との続柄

特別代理人に選任する理由

性 別

職 業

#### 2. 選任を必要とする理由

#### [添付書類]

1. 特別代理人の履歴書
2. 特別代理人の就任承諾書

○医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに<u>第46条の4第7項第3号</u>の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人</p> <p>ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に<u>法第44条第5項</u>の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）</p> <p>②（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>[別紙]（略）</p>	<p>本文（略）</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに<u>第46条の4第3項第3号</u>の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人</p> <p>ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に<u>法第44条第4項</u>の規定にかかる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）</p> <p>②（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>[別紙]（略）</p>

○2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成19年医政指発第0330005号）

新				旧			
本文（略） 医療法人関係各種申請書等の様式 1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）				本文（略） 医療法人関係各種申請書等の様式 1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）			
	事 項 （根拠規定）	提出書類	許可申請、届出の時期等		事 項 （根拠規定）	提出書類	許可申請、届出の時期等
設立～ 決算（略）	（略）	（略）	（略）	設立～ 決算（略）	（略）	（略）	（略）
解散・清算	解散の認可の申請 （目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議によって解散するとき） ○ <u>法第55条第6項</u> ○規則第34条	（略）	（略）	解散・清算	解散の認可の申請 （目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議によって解散するとき） ○ <u>法第55条第3項</u> ○規則第34条	（略）	（略）
	清算人の就任登記の届出（略）	（略）	（略）		清算人の就任登記の届出（略）	（略）	（略）
	解散登記の届出（略）	（略）			解散登記の届出（略）	（略）	
	解散の届出 （定款若しくは寄附行為をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠乏によって解散したとき） ○ <u>法第55条第8項</u>	（略）	（略）		解散の届出 （定款若しくは寄附行為をもって定めた解散事由の発生又は社員の欠乏によって解散したとき） ○ <u>法第55条第5項</u>	（略）	（略）
	残余財産の処分の認可の申請（略）	（略）	（略）		残余財産の処分の認可の申請（略）	（略）	（略）
	清算終了の届出（略）	（略）	（略）		清算終了の届出（略）	（略）	（略）

合併	(略)	(略)	(略)	合併	(略)	(略)	(略)
仮理事	仮理事の選任の申請 (理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるとき) ○ <u>法第46条の4第5項</u>	(略)	(略)	仮理事	仮理事の選任の申請 (理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるとき) ○ <u>法第68条第1項</u> ○ <u>民法第56条</u>	(略)	(略)
特別代理人	特別代理人の選任の申請 (医療法人と理事長との利益が相反する契約等を締結しようとするとき) ○ <u>法第46条の4第6項</u>	(略)	(略)	特別代理人	特別代理人の選任の申請 (医療法人と理事長との利益が相反する契約等を締結しようとするとき) ○ <u>法第68条第1項</u> ○ <u>民法第57条</u>	(略)	(略)
<p>2. 手続方法 (略)</p> <p>様式16 (本文)</p> <p>医療法人第55条第1項第1号 (第1項第5号、<u>第3項第1号</u>) により平成 年 月 日をもって解散したので届出します。</p> <p>様式21 (本文)</p> <p>下記の者を、本法人の仮理事に選任していただきたく、<u>医療法第46条の4第5項</u>の規定に基づき申請します。</p> <p>様式22 (本文)</p> <p>下記の者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、<u>医療法第46条の4第6項</u>の規定に基づき申請します。</p>				<p>2. 手続方法 (略)</p> <p>様式16 (本文)</p> <p>医療法人第55条第1項第1号 (第1項第5号、<u>第2項第1号</u>) により平成 年 月 日をもって解散したので届出します。</p> <p>様式21 (本文)</p> <p>下記の者を、本法人の仮理事に選任していただきたく、<u>医療法第68条第1項</u>において準用する<u>民法第56条</u>の規定に基づき申請します。</p> <p>様式22 (本文)</p> <p>下記の者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、<u>医療法第68条第1項</u>において準用する<u>民法第57条</u>の規定に基づき申請します。</p>			

--	--